



朝倉氏による越前国支配構造の確立と変容：  
朝倉氏発給文書からの考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪公立大学大学院文学研究科都市文化研究センター 公開日: 2025-05-23 キーワード: 朝倉氏, 越前国, 戦国大名, 奉行人制, 権力構造 作成者: 横田, 拓也 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/0002003038">https://doi.org/10.24729/0002003038</a>

◇研究論文◇

# 朝倉氏による越前国支配構造の確立と変容 —朝倉氏発給文書からの考察—

横田 拓也

## 要 旨

従来、越前朝倉氏の文献史研究においては、初代孝景や3代貞景が朝倉氏の支配の確立に貢献したと評価するものや、足利義昭、織田信長との関わりで滅亡へと向かう5代義景の支配を低く評価するものが多かった。本稿では、朝倉氏の越前国支配に関わる同時代の文献史料を用いて、越前朝倉氏の支配を初代である孝景から5代の義景まで通時代的に捉え、実証的にその実態と深化を解明した。

初代孝景は、守護斯波氏の家臣として支配を行っていたが、応仁の乱を境に独立し、独力での実効支配を拡大した。2代氏景は、初代孝景の支配を踏襲し、在地の問題への関与を強める。3代貞景は、国レベルの権力主体として朝倉氏を「成長」させて、朝倉氏権力内部の官僚制の発達、役割分担の明確化など、越前国の支配体制を定めた。4代孝景は、貞景の定めた支配体制を継承・発展させ、朝倉氏の文書発給体制を整備した。5代義景は、越前国内の実質的・普遍的な支配を奉行人に委ねるようになり、文書システムが整えられ、当主を中心とした朝倉氏の支配は最盛期を迎えた。しかし、織田信長との戦いにより敦賀郡に置かれた郡司を廃止し、当主へと権力を集中する必要がある面にも留意が必要である。

このように、5代にわたって朝倉氏の権力構造は段階的に推移し、朝倉氏の支配は5代義景にかけて成長・発展していたと評価できる。本稿で明らかにした朝倉氏の支配は、現在考古学分野を主として積み重ねられている朝倉氏の拠点一乗谷（福井市）に関する研究においても、その構造解明のための1つの手がかりになりうるだろう。

キーワード：朝倉氏、越前国、戦国大名、奉行人制、権力構造

## はじめに

越前朝倉氏は、南北朝時代に斯波高経の家臣として越前国に入った。長祿2年（1458）に始まる越前守護斯波氏と守護代甲斐氏との戦いである「長祿合戦」では、甲斐氏方として活動し、その後の応仁の乱でははじめ、斯波氏のもと、西軍側の主力として活躍した。しかし文明3年（1471）には、細川勝元の調略により東軍に帰属し、応仁の乱後も、朝倉氏は守護斯波氏勢力と戦いを続けた。

名実ともに朝倉氏に越前一国の支配権が認められるのは永正元年（1504）以降である。その後、朝倉氏は5代義景まで安定して越前を支配した。しかし義景は、元亀元年（1570）、織田信長から敵視され、天正元年（1573）、刀根坂の戦いに敗北し、それをきっかけに朝倉氏は滅亡した<sup>1)</sup>。

この朝倉氏が拠点とした越前国一乗谷については、考古学を中心とした検討が積み重ねられ<sup>2)</sup>、「戦国城下町の典型例」として評価されてきた。近年の戦国期城下町研

究では、文献史料を用いた政治空間としての分析が進められてきた<sup>3)</sup>が、一乗谷研究はそうした最新の研究から取り残されがちである<sup>4)</sup>。一乗谷に関する文献史料の少なさによって、発掘調査の成果が重視され、考古学研究の視点から都市像を描こうとする傾向が強いためである。しかし、発掘は基本的に最上面に残る義景期のものしか行えていない。5代にわたる朝倉氏の支配の実態や変化を、文献史料をもとに解明し、権力支配の拠点としての一乗谷を再評価することにつなげてゆくことが本稿の目的である。

ここでは、主に古文書をもとに、朝倉氏の越前支配を明らかにした研究を確認しておきたい<sup>5)</sup>。

佐藤圭氏は、朝倉氏5代の発給文書について検討し<sup>6)</sup>、朝倉氏の越前支配は広い階層に及んでいたと評価した。また、発給文書を細かく分類し、その機能ごとに文書の特徴を明らかにしている。結論として、奉書形式の文書で書き止め文言が変化することや、裏書安堵、知行宛行の実例から、3代貞景期を朝倉氏が主権を確立する画期であるとした。

松浦義則氏は、朝倉氏の寺社支配を検討するなかで<sup>7)</sup>、朝倉氏当主による安堵状には、直状形式と奉書形式があることに注目した。直状形式の安堵状を発給される寺社は朝倉氏の支配に強く組み込まれ、奉書形式で発給されるものは朝倉氏の支配から自立的な存在であると評価した。また、奉書形式の安堵状が3代貞景期に消滅することから、16世紀前半には朝倉氏が寺社を「国家」に編成したとする。

これまでの朝倉氏についての文献史研究では、分国法である『朝倉英林壁書』を制定した初代孝景の影響力が評価されてきた。しかし、『朝倉英林壁書』は、初代孝景期の同時代史料と言えるか議論がある<sup>8)</sup>。これに対して両氏が、同時代史料の分析により朝倉氏が公権力を有する大名として確立した時期を解明した点は注目される。

一方、松原信之氏は、朝倉氏の奉行人制を検討した<sup>9)</sup>。一乗谷奉行人は、朝倉氏の官僚制機構として領内で起こる諸問題を受け付け、主人に披露して判断を仰ぎ、政務を実行した。この奉行人は永正期に確立したが、これは、敦賀郡司朝倉景豊の反乱を鎮圧し、朝倉氏当主権力が領国支配体制を強化できるようになったことに起因するという。一乗谷奉行人制度は、特定家臣層が領国支配機構に関与する吏僚制だと評価する。

松原氏はまた、奏者衆の構成も明らかにした。彼らは、取次ぎ披露を主要な職務とし、それ以外に朝倉氏当主の発給した文書の副状を発給したり、当主発給文書を届ける使者の役目を果たしたりした。丹生郡・今立郡・南条郡を管轄した朝倉氏家臣である府中両人は、朝倉氏当主の命令を地下などへ伝達する奉書遵行状と、当主一行の副状を発給した。また、府中商圈の管轄と交通路の確保も重要な行政上の職権であった。しかし、府中両人は朝倉氏の行政を代行する地方機関に過ぎず、裁決権にも限界があり、取次ぎ役として、一乗谷奉行人に注進することが職務であったと評価する。また、5代義景の時代に府中両人の権限が相対的に減退したと考察した。

これに対し松浦氏は、府中両人は、管轄内の特定の対象に対し、相論裁決や安堵を行う独自の支配権を持ったとする<sup>10)</sup>。支配対象に府中惣社の神領と職人集団を含むことから、国衙支配と府中両人との関係を捉えようとしたのである。しかし16世紀後半になると、府中両人の支配下にある人々が朝倉氏の判決を頼るようになり、府中両人の支配権は実質的に消滅し、逆に朝倉氏への権力集中が進んだと評価した。

渡邊大門氏は、朝倉氏が多用した文書の「裏書」について検討した<sup>11)</sup>。「裏書」は当主の意思を書き加えるものであり、これによって朝倉氏内部の官僚制機構を当主が完全に掌握し、当主に権限を集中しえたことを明らかにした。

以上のように、松浦氏や松原氏は、朝倉氏の官僚制に

ついて検討し、その成立経緯・構造を明らかにした。時代が下るにつれて、一乗谷奉行人の地位が向上し、より官僚的な性格の強いものとなったことが理解できる。各地域に分散していた「公権」を、一乗谷に集約したことを明らかにした点も評価できる。一方、渡邊氏は、当主が官僚制をいかに掌握したかを明らかにしており、朝倉氏当主権力の強力を明確にした点で注目される。

石崎建治氏は、朝倉氏の所領安堵と奉行人制について検討した<sup>12)</sup>。所領安堵は、初代孝景以前の文書を根拠としないことから、孝景を初代として認識し法源としたことを明らかにした。一方、奉行人制のなかで行われる訴訟処理過程は室町幕府御前沙汰と共通するものとした。そして、こうした奉行人制を持つことから、朝倉氏が分国法を持たずとも命令伝達を行える法体系と行政執行機能を有していたことを指摘した。ただし、所領安堵と奉行人制のどちらも、固定的、保守的な面があり、社会構造の大幅な変動には対応できなかったものと考えている。

功刀俊宏氏は、朝倉氏の訴訟制度について村落相論を検討<sup>13)</sup>し、朝倉氏が村落間の実情把握に務め、一乗谷への直訴や上訴にも応じるといった柔軟な訴訟制度を構築していることを明らかにした。また、一乗谷と府中の奉行人制度についても相論の面から検討し<sup>14)</sup>、首都である一乗谷へ行政機能が集中・拡充していることを考察している。石崎氏、功刀氏の研究は、ともに朝倉氏の支配体制、行政機能といった朝倉氏支配の実態を明らかにした点で評価できる。

この他、<sup>みょう</sup>名に注目して朝倉氏の所領支配体制を検討・評価した河村昭一氏や神田千里氏、臼井進氏の研究もある<sup>15)</sup>。

このように朝倉氏は、3代貞景期に公権力として確立し、越前国内の重要地域に支配担当者を置く官僚制を整え、領国支配を築いたことが特徴だとされてきた。たしかに、佐藤氏や松浦氏が検討したように、朝倉氏権力の確立期として第3代を想定することは可能である。しかし、それ以外の朝倉氏当主がどのような権力を行使していたのかについては、十分に考察されていない。また石崎氏や功刀氏、渡邊氏についても、朝倉氏の支配の実態について検討しているが、そうした実態が確立するに至る朝倉氏当主各代の支配の変化には検討が及んでいない。第3代以前と以後の朝倉氏権力の実態と変化を丁寧<sup>に</sup>追い、朝倉氏が5代にわたりどのような権力として支配を行ったのかを検討する必要がある。

また松原氏や松浦氏が検討したように、一乗谷奉行人や府中両人などから構成される官僚制の展開が、朝倉氏権力の変化の重要な一齣であることはまちがいないものの、両氏の検討は、奉行人制の成立経緯やその性格を論じるに留まる。奉行人制の成立が朝倉氏の支配構造にどのような変化をもたらすかを、やはり通時代的に解明す

るべきであろう。

なお、「一乗谷奉行人」という呼称は、「府中兩人」を前提とした表現である。「一乗谷奉行人」と呼ばれる人々は、朝倉氏当主のもとでその意志を直接奉ずるものである。また、本稿で明らかにするように、時代を追うごとに彼らは越前支配の実質的な中心となっていく。こうした実態から、他の戦国大名権力にならい、本稿では彼らを「朝倉氏奉行人」とよぶ。そのほうが権力集中を主導する官僚群としての彼らの性格をよりの確に示すことができ、他大名の奉行人との比較も容易になる。

本稿では、以上のような問題意識により、朝倉氏当主各代の支配の内実を、同時代の文書史料をもとに、可能なかぎり詳細に検討する。その際、朝倉氏当主や奉行人などが発給した文書の機能と内容に注目する。

筆者は先稿で、当主や奉行人の発給した越前支配に関わる文書を抽出し、「朝倉氏の越前支配に関する文書」という表にまとめた<sup>16)</sup>。本稿で使用する史料については、上記の表のどの文書に該当するかを注記する。これによって、5代にわたる朝倉氏の越前支配のなかで当該文書の位置を明示したい<sup>17)</sup>。こうした実証的な手法によって、各当主がどのような支配を行ったかを分析し、各代の支配構造を朝倉氏の越前支配全体の中で位置づけ、朝倉氏の支配構造を総合的に解明する<sup>18)</sup>。

## 第1章 朝倉氏による越前支配の始まり —初代孝景期の支配—

本章では、朝倉氏が越前で勢力を持つ基礎となった初代孝景の支配について検討を行う。

当主である孝景が発給した文書は、29通が伝わっている。一方、大野郡支配を職務とする大野郡司と「国中奉行人」を兼帯していた慈視院光玖<sup>19)</sup>が当該期に発給した文書は5通が確認できる。また、敦賀郡支配を職務とする敦賀郡司であった朝倉景冬が、同じ期間に発給した文書は3通ある。

### 第1節 守護斯波氏の被官時代

本節では、孝景が応仁の乱で西軍に所属していた時期について検討する。長禄3年(1459)から文明2年(1470)にあたる。この時期には、守護である斯波氏の家督をめぐる義敏と義廉が対立していた。守護代甲斐氏は義廉方で、朝倉氏は義廉・甲斐氏方に味方し、台頭する。ただし、この時期の朝倉氏は守護の一被官に過ぎなかった。

この時期、朝倉氏が早くも寺社宛に判物を発給している。

【史料1】「朝倉孝景判物案」(『足羽神社文書』)  
(No.4)<sup>20)</sup>

足羽大明神宮領并神官敷地館屋村人・加輿丁以下之事、

任先例諸臨事課役令除上上者、公私不<sub>レ</sub>可有<sub>二</sub>其煩<sub>一</sub>、然者、神事等無<sub>二</sub>懈怠<sub>一</sub>、可有<sub>二</sub>執沙汰<sub>一</sub>之状如件、  
応仁元

九月廿日

孝景御判

社神主殿

この史料では、応仁元年(1467)、足羽大明神宮領・神官敷地館屋村人や駕輿丁に対して、「臨時課役」を免除した。ここで免除されている「臨時課役」は、本来守護である斯波氏が課すものであろう。孝景がそれを免除できるということは、足羽大明神(現・福井市)については、朝倉氏が斯波氏に代わって一定の守護権を行使していたことになる。

一方、孝景の一王寺(福井市)宛て判物では所領安堵を行った<sup>21)</sup>。一王寺の寺領は、坂南本郷(福井市)に所在したが、坂南本郷は朝倉氏の本領地であった。そのためこれは在地を支配する領主としての本来的な領主権に由来した安堵であり、守護斯波氏とは異なる地域権力としての執行である。

また、朝倉氏一族である慈視院光玖・朝倉経景に宛てた文書に次のものがある。

【史料2】「朝倉孝景諸役免許状」(『劔神社文書』)  
(No.3)

山門末寺織田庄織田寺事、兵糧米以下被<sub>レ</sub>相・懸要脚<sub>二</sub>、太不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然、所詮早被<sub>レ</sub>止<sub>二</sub>其煩<sub>一</sub>、向後可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>免・除<sub>二</sub>諸役<sub>一</sub>之者也、仍状如<sub>レ</sub>件、

文正元

十月十五日

(孝景)  
(花押)

(光玖)  
玖侍者禪師

(経景)  
朝倉与三右衛門尉殿

文正元年(1466)、孝景は在京しており、宛先の慈視院光玖・朝倉経景らは、越前に在国していた。彼らは在地支配の担当者であったのだろう。ここでは、慈視院光玖らに宛てて、織田寺(丹生郡)の兵糧米などの「要脚」を免除するよう伝えている。兵糧米の賦課もまた守護公権に基づくものだと言え、これを免除することも守護権の事実上の発揮だと言える。これらから、朝倉氏は守護斯波氏の一被官であった頃から、守護権をある程度代替する権力を持っていたと評価できる。

ただし、文書の宛先となっている寺社の位置を確認すると、足羽庄(足羽大明神)、坂南本郷(一王寺)、丹生郡(織田寺)に限られる。朝倉氏は、足羽庄(福井市)や東郷庄(福井市)など8か所を古くから本領としていたと言われており<sup>22)</sup>、足羽神社や一王寺はこの本領の範囲である。しかし織田寺(丹生郡)については本領とは言えない。すなわち、孝景前半期に、朝倉氏は本領で守護権を事実上執行する権利をもっており、またその範囲を本領より広げ始めていたと考えられる。

## 第2節 朝倉氏独自文書発給の本格的開始

本節では、初代孝景が応仁の乱で東軍に帰属した文明3年(1471)から12年(1480)までの時期について検討する。この時期の朝倉氏は、東軍に帰属したことで、幕府から守護公権を預け置かれたという説も存在するが、確定していない。

この時期に朝倉氏権力が発給した寺社宛判物はいずれも、寺社領を安堵したものである<sup>23)</sup>。また、2代氏景が発給した文書の中に、孝景が寺社領を安堵したことを根拠にするものがある<sup>24)</sup>。これらの寺社については、孝景の発給文書が残っていても、孝景の支配範囲と考えることができる。その位置を確認すると南条郡や坂井郡などのものが含まれており、朝倉氏が西軍に所属していた頃にくらべて、執行権をふるえる地域が拡大していることがわかる。こうして孝景後期には、寺社宛の文書に注目すると、一乗谷を中心として、東は大野の洞雲寺、西は織田寺、南は府中周辺、北は金津周辺(坂井郡)まで支配領域を広げていたことがわかる。

次に相論裁許に関する文書を取りあげる。

【史料3】「朝倉孝景判物」(『足羽神社文書』)

(No.24)

社庄内神宮寺神主職之事、山田勘解由左衛門尉於<sub>二</sub>神前<sub>一</sub>上表之由、社人一同申之間、双方召合対決之処、上表之段分明之上者、任<sub>二</sub>社人申之旨<sub>一</sub>、景家可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>勲<sub>二</sub>彼職<sub>一</sub>之状如<sub>レ</sub>件、

文明七

三月十三日

孝景(花押)

牧田新三郎殿

【史料4】「朝倉孝景判物」(『岡田健彦家文書』)

(No.28)

合物<sub>与</sub>左近駕輿丁商売相論之事、既先方之時落居之処、今又以<sub>二</sub>無実之成敗状<sub>一</sub>致<sub>二</sub>訴訟<sub>一</sub>之条、曲事候、所詮不<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>新儀<sub>一</sub>任<sub>二</sub>往古之旨<sub>一</sub>、相互可<sub>二</sub>商売<sub>一</sub>之由、合物之方へ可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>之状如<sub>レ</sub>件、

文明九

七月卅日

孝景(花押)

(光玖)  
慈視院

【史料5】「朝倉孝景判物写」(『中村三之丞家文書』)

(No.30)

船寄山事、号<sub>二</sub>三山衛内<sub>一</sub>雖<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>相論<sub>一</sub>、支証明白之上者、可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>河野浦内<sub>一</sub>者也、仍有<sub>二</sub>限山手并社納分等事<sub>一</sub>、如<sub>二</sub>先々<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>之状如<sub>レ</sub>件、

文明九

十二月十六日

御判

河野浦百姓中

【史料3】は、文明7年(1475)、社庄内の神宮寺(福井市)の神主職をめぐる山田勘解由左衛門尉と足羽神社の

社人との相論である。山田は元々神主であったのであろう。その山田が神前で辞表を提出したにも関わらず神主職を辞めなかったと見られる。そのため訴訟に発展し、孝景がこの辞表を認め、社人が提案した足羽神社の社家である牧田新三郎景家を神主職に任じた。【史料4】では、文明9年(1477)、合物座が左近駕輿丁との商売相論を起こした。これを初代孝景は弟である慈視院光玖(後述)を通して、旧来通り両方とも商売するよう命じている。この合物座は丹生郡で活動していたと想定されている。そのため、光玖は孝景後期でも丹生郡支配を担っていたことがわかる。【史料5】は、船寄山(南条郡)について、3つの山村のものであると号して相論が起きたが、孝景は船寄山を河野浦(南条郡)の所領とし、河野浦の百姓中に裁許した。なお、河野浦は府中惣社の所領であったため、「山手」という山野の税のほか、社納分の年貢も納めるよう命じられている。

この3通より、領国内の様々な主体による多様な相論案件を、孝景が裁許したことがわかる。また【史料5】は、「百姓中」を宛先とする朝倉氏権力で初めての文書である。このように、東軍帰属後の孝景は、広い領域に多様な文書発給を行える権力となった。

これは拙稿でも述べた<sup>25)</sup>ように、孝景が上位者として東軍方であった斯波義敏を戴いたことで、守護代の地位を得たことによると考えられる。実際、文明6年(1474)までに孝景が発給した文書は、守護斯波氏が健在であった頃の守護代である甲斐氏が発給した奉書と同様の形式であったことが既に指摘されている<sup>26)</sup>。しかし、文明6年を最後に孝景の奉書は見られなくなり、孝景自らの意志で発給される判物が多く用いられる。次代の氏景が当主になると再び「奉書」が見られるが、これは奉書形式を採用しているのみで、守護斯波氏を奉じたわけではなかった。そのため、朝倉氏が守護代として活動したのは、東軍へ帰属した初期だけであったと言える。その後は、孝景が独力で統制や実効支配を進めていったと考えられる。

一方、この頃から当主以外一族・家臣が支配に関する文書を発給する事例も見られるようになる。一人は、大野郡司と「国中奉行人」を兼帯していたと言われる慈視院光玖である。

【史料6】朝倉光玖副状写(『中村三之丞家文書』)

(No.31)

船寄山事、当浦可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>進退<sub>一</sub>旨被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>今日御奉書<sub>一</sub>上者、如<sub>二</sub>先々<sub>一</sub>知行不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>之状如<sub>レ</sub>件、

文明九

十二月十六日

(朝倉光玖カ)  
判

上の史料では、船寄山を、「当浦」「進退」として認める「御奉書」に則り知行を認めている。この「御奉書」は【史料5】であり、【史料6】の宛先も「河野浦百姓中」

と推定できる。孝景の文書を根拠として、光玖が河野浦の百姓中に命令をくだしている。

【史料7】朝倉光玖判物（『中村三之丞家文書』）  
（No.32）

就<sub>レ</sub>船寄山之儀、今度逃散之事、自<sub>レ</sub>社家<sub>レ</sub>申付て落  
居候上者、早々可<sub>レ</sub>還住<sub>レ</sub>者也、  
十二月十六日 （朝倉光玖）  
（花押）

【史料7】は、【史料5】【史料6】と関連して、府中惣社の社家からの船寄山に関する問題を解決したため、逃散していた浦の百姓へ還住を命じている。これら3通の文書は、同日付で出されており、同じ「船寄山」に関する文書である。

この時期の光玖は、孝景のもとで、朝倉氏権力の支配に広く関与した。河野浦は前述の通り府中惣社の支配地域であり、守護斯波氏の支配の中心地であった府中周辺地域に含まれるようである。朝倉氏が斯波氏・甲斐氏との争いに勝利し、越前を実効支配し始めたことを契機としていたことがわかる。

さらに敦賀郡司である朝倉景冬も文書発給をはじめ、敦賀郡の西福寺中興院宛の安堵状1通と、清観院宛ての定書1通が伝わる<sup>27)</sup>。いずれの文書も、朝倉氏権力として敦賀郡寺社の権益を保護したものであった。

## 小括

本章では、初代孝景の支配のあり方を検討した。応仁の乱での西軍所属期（1470年ころまで）を孝景前半期としたが、この時期、孝景は一部の寺社に対して諸役を免除することができた。朝倉氏が事実上、守護権を行使していたと言える。また、本領を支配する在地領主として朝倉氏が寺社の安堵をしている様子が確認できる。ただし、本領外の寺社にも守護権をおよぼしている事例もあり、朝倉氏の支配領域拡大への志向性が見られる。

孝景が応仁の乱において東軍に帰属した（1471年ころ以降）後は、孝景が独自に領国内に発給する文書が増加する。東軍帰属前よりも広範な地域で、寺社の権利を安堵したり、商売相論を裁いたり、地下百姓間の相論を裁許したりしており、その支配権は多様化していく<sup>28)</sup>。

これらとは別に、孝景の弟である慈視院光玖が府中・大野で、朝倉景冬が敦賀を拠点として、判物を発給するようになった。これらの判物の中には、孝景が発給した安堵状を根拠とした上で、より詳細な命令を在地に伝達するものがある。朝倉氏権力の支配体制において、当主の判断のもと、支配を代行する役割を持つ人物が一定の支配領域ごとに機能する体制が出現したと言える。

越前朝倉氏は、もとは国内にあった本領を支配する領主の一人であり、斯波氏の被官として活動していたが、応仁の乱を契機に、越前国内の諸階層に対して公権を発揮し始め、支配者として展開する基礎が生まれたと評価

できる。大野郡・敦賀郡など、越前国の縁辺地域で一定の独立性を有した郡司を設けることは朝倉氏権力の分散化とも評価できるが、そうした地域での支配の安定化をはかるための有効な方策であったのだろう。

## 第2章 朝倉氏権力の確立

### —2代氏景・3代貞景・4代孝景の時代—

本章では、2代氏景から4代孝景が当主の時期の発給文書を検討する。はじめに、2代氏景・3代貞景の時期をそれぞれ考察する。ついで、4代孝景の時期を検討する。

#### 第1節 朝倉氏当主の支配の拡大と奉行人の登場

本節では、2代氏景・3代貞景の時期の発給文書を検討し、初代孝景期からの変化を追う。

氏景の発給文書は、代替わりのあった文明13年（1481）と翌14年に集中している。その内容は所領安堵・知行宛行がほとんどであり、いわゆる「代替わり」安堵であると評価できる。治世わずか6年で早世した氏景であったが、孝景の支配を継承し、朝倉氏の当主として越前国内での公権を維持した。

一方、同時期に、大野・敦賀両郡司の発給文書は、慈視院光玖の安堵状以外現存せず、その具体的な支配の状況を解明することはできない。ただし、光玖の安堵状には、当主が発給したと考えられる「御一行」を根拠として寺領安堵が行われる旨が記されているものがある。これは府中に近い横根寺宛ての文書であり、光玖の「國中奉行人」としての支配は初代孝景の頃から継続して行われたことがわかる。

次に貞景期の発給文書を、2つの時期に分けて検討する。前半は、敦賀郡司朝倉景豊の反乱以前で、長享3年（1489）から明応9年（1500）にあたる。斯波氏と争った「長享・延徳の相論」を経て、朝倉氏が將軍への直奉公を認められた時期である。

この時期の貞景の発給文書を見ると、所領安堵や役の免除以外に、禁制や、禁制的性格を持つ判物の発給が見られる<sup>29)</sup>。禁制は基本的に、受給者が発給者に依頼し、札銭などの上納と引き換えに獲得するものである。故に、寺社が支配者たる朝倉氏にどのような保護を期待しているのかが表現される。

なおこの時期には、朝倉氏奉行人に先駆けて、奏者衆の一人である小島重増が発給した文書が現存する<sup>30)</sup>。これは、水落神明社（鯖江市）の祝職である太郎四郎宛の文書で、貞景が出した「御下知」の副状である。奏者衆とは、朝倉氏家臣の中でも、当主の側近として活動した集団であった。

この時期にも慈視院光玖の発給文書が6通確認できる。この時期の光玖は、府中周辺に関わる文書の発給を行っ

ていない。その一方で、元来当主が支配していた坂井郡や足羽郡などへの発給が見られる<sup>31)</sup>。貞景の発給する権利文書を指す「一行」が発給されることを前提として、具体的な命令内容を光玖が伝達している。若くして当主となった貞景に代わり、朝倉氏権力の支配において、より具体的な職務を光玖が担っていたと言える。

さらに、この頃から府中兩人による文書発給が見られるようになる。初見は馬借中宛の2通で、斯波氏の家臣である「一井・平馬」の「奉書」を根拠として文書が発給された<sup>32)</sup>。斯波氏の府中支配を継承する形で府中兩人が職務を行っていることがわかる。慈視院光玖が府中を拠点とする支配を行っていた頃には、孝景の文書だけを根拠とした発給がなされており、朝倉氏の支配を正当なものとして強硬に府中支配を行っていた。しかし、斯波氏との戦いが「長享・延徳の相論」で終結した結果、將軍への直奉公という身分を朝倉氏が得たことで、むしろ斯波氏の越前支配を前提として府中を掌握することで、越前国支配の正統性を主張することが可能になったのである。かつての越前国支配の拠点であった府中を拠点とする支配が、朝倉氏一族（慈視院光玖）から家臣である府中兩人へ変化したことは注目できる。

続いて、貞景の後半期として、文亀3年（1503）の敦賀郡司朝倉景豊の反乱鎮圧から永正7年（1510）までの時期について検討する。この時期、貞景は、朝倉氏では初めて弾正少忠兼左衛門少尉に任官する。朝倉氏が、幕府から越前の支配者として名実ともに認められた時期である。

この時期の貞景の発給文書としては、家臣宛のものが大幅に増加している。なかでも、次の史料は、府中兩人に宛てられたものである。

【史料8】「朝倉貞景判物」（『越知神社文書』）  
(No.95)

大谷寺財泉坊領五段百歩事、糺明処、去応永六年写之帳、彼下地載上者、御神領無<sub>レ</sub>紛之由、注進旨心得候、然上者、如<sub>レ</sub>先々<sub>二</sub>坊跡以下可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>還附<sub>一</sub>状如<sub>レ</sub>件、  
文亀四

閏三月三日 貞景（花押）  
青木隼人<sub>(康忠)</sub> 祐殿  
印牧新右衛門尉<sub>(広次)</sub> 殿

上の史料は、文亀4年（1504）、府中兩人が当主に対し、証拠文書などをもとに注進を行い、当主はそれを参考として結論を出し、府中兩人に大谷寺（丹生郡）へ財泉坊跡を還付するように命じている。府中周辺地域にとって、府中兩人は朝倉氏と繋がる取次的存在であったと評価できる。

孝景の段階では、丹生郡や南条郡の支配にあたっては、当主が直接文書を発給するか、支配担当者と考えられる光玖に文書を発給していた。貞景の前半期でもこれを継

承し、当主が直接文書を発給している<sup>33)</sup>。貞景前半期までは、在地の支配担当者と当主のそれぞれが発給して支配を行っていたと言える。しかし、貞景の後半期になると当主が直接文書を発給する例はなくなり、府中兩人に対して文書を発給する事例だけとなる。このように府中兩人の機能は、明確な在地の支配担当者として、より官僚的な性格が強い制度の整備の一環として発揮されるようになったといえる。

この時期に発給された府中兩人の文書は2通存在する。1通は、【史料8】を受けて、大谷寺宛に出されたもので、当主の「一行」に則り、跡職を還付するとしている<sup>34)</sup>。もう1通は、今泉の中屋与三次郎という商人宛のものである<sup>35)</sup>。こちらは朝倉氏当主の意志を前提とせず、府中兩人の判断で跡職の安堵を行っている。在地の商人に対しては奉行人が独自に裁定を下すことができた。

次に、朝倉景豊の反乱を密告し、功績をあげたことで敦賀郡司に任命された朝倉教景（宗滴）の発給文書の検討を行う。教景本人が発給したもの以外に、敦賀郡司奉行人と敦賀郡小奉行の発給した文書もあらわれる。奉行人が発給した文書は、郡司教景の意を奉じたものである<sup>36)</sup>。一方、敦賀郡司に仕える小奉行の発給した文書には、「寺納」を西福寺に命じているものがある<sup>37)</sup>。小奉行が支配のより実務的な側面を担っていたことがわかる。

この時期には、一乗谷の当主の下にも朝倉氏奉行人が置かれ、活動が見えはじめる。松原信之氏は、朝倉景豊の反乱を鎮圧したことで、朝倉氏が権力を強め、その結果官僚制を整備したと指摘した。しかし、反乱鎮圧だけが理由ではないだろう。初代孝景から3代貞景にいたるまで、支配領域の範囲を越前全体に広げ、裁許文書を百姓層にまで発給するようになるなど、朝倉氏権力の全体的な成長が、官僚制をととのえてゆく原動力であったと考える。

## 第2節 越前支配権力としての成長

本節では、4代孝景の発給文書を検討し、支配の変化を追究する。孝景の支配は、永正10年（1513）から天文17年（1548）まで続いた。この間朝倉氏は、若狭国や近江国、美濃国という近隣諸国の合戦に参加する。また、將軍足利義晴の相伴衆に列し、幕府内の待遇が上昇する時期である。

当主の発給した文書には、相論裁許に関わるものがある。

【史料9】「朝倉孝景判物」（『越知神社文書』）(No.183)

越知神山越<sub>二</sub>鋒堺<sub>一</sub>、小河村百姓等号<sub>二</sub>名山<sub>一</sub>、立<sub>二</sub>炭竈<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>伐荒<sub>二</sub>造意旨訴訟段<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>府中<sub>一</sub>糺明之処、永享元年三月十八日時之院主衆僧一被<sub>レ</sub>注<sub>二</sub>置<sub>一</sub>証文<sub>一</sub>、從<sub>二</sub>印鑰<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>出之注進明白上者、堅可<sub>レ</sub>停止<sub>二</sub>之由申付訖<sub>一</sub>、  
既任<sub>二</sub>去文明五年二月九日英林制札<sub>一</sub>・永正三年七月

(貞景) 天沢制札旨、大永貳年制札<sub>在之</sub>、向後寄<sub>事左右</sub>、於<sub>切取族</sub>者、可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>注<sub>進</sub>交名、然者可<sub>レ</sub>処<sub>嚴</sub>科<sub>者</sub>也、仍執達如<sub>件</sub>、  
 享禄貳年五月八日 彈正左衛門尉(花押)

大谷寺

この史料では、享禄2年(1529)、小河村(丹生郡)の百姓が越知神山の堺を越えて炭竈を作り、森林を伐採していたため大谷寺と相論となったので、4代孝景は初代孝景や貞景の制札を証拠文書として、神山での森林伐採を禁じるよう裁許している。この他、4代孝景の発給文書では、寺院に対する所領安堵<sup>38)</sup>や禁制発給<sup>39)</sup>などを多くしている。

一方で、朝倉氏奉行人奉書でも複数の寺社宛文書が発給されるようになる。

【史料10】「朝倉氏奉行人連署奉書」(『越知神社文書』(No.197))

國中寺庵拾分一事、雖<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相懸、当寺申之旨富田<sub>(吉信)</sub>民部丞披露候処、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相除<sub>之</sub>由候、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成<sub>其</sub>意<sub>候</sub>、恐々謹言、  
 享禄四

十二月廿七日

(魚住) 景榮 (花押)

(朝倉) 景伝 (花押)

(朝倉) 景契 (花押)

小谷寺

【史料11】「朝倉氏奉行人連署奉書」(『洞雲寺文書』(No.217))

当寺々領内寄進<sub>并</sub>買得分事、雖<sub>レ</sub>給恩之地相交、売主跡於<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>相違<sub>者</sub>、可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>領知<sub>之</sub>、次百姓自名等之儀者、依<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>科至<sub>不</sub>及<sub>御闕所</sub>者、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>別儀<sub>候</sub>之条、本役致<sub>其</sub>沙汰、任<sub>当</sub>知行旨、先可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>寺務<sub>由</sub>、被<sub>レ</sub>仰出<sub>候</sub>、恐々謹言、

天文九

十二月五日

(魚住) 景榮 (花押)

(朝倉) 景伝 (花押)

崇聖寺

【史料10】では、享禄4年(1531)、越知山大谷寺に賦課しようとした寺庵十分一役を免除している。朝倉氏権力が國中寺庵に十分一役を賦課しようとしており、これは、寺院に対する支配強化の一環であると言える。ただし、この史料では、その免除を朝倉氏奉行人奉書で保障している点が興味深い。【史料11】では、天文9年(1540)、洞雲寺末寺の崇聖寺(大野市)の寺領を安堵している。

この他、織田寺玉蔵坊の坊領を、看坊である行泉坊が収納するよう命じているものもある<sup>40)</sup>。寺院に関わる政策のうち、役の免除、所領安堵、年貢収納などを奉行人奉書で命じている。

このように寺社に対する施策の中で、奉行人奉書と当主文書の両方が同時に用いられ、朝倉氏の支配が展開する。奉行人奉書は一時的に命令を伝える必要がある場合に多く用いられ、当主文書は永続的に権利を保障する場合に多く発給された。ただし、当主が直接対応するのが難しい事情がある場合があったのであろう。その場合は、所領安堵のような永続性のある権利の保障であっても奉行人奉書が用いられることがあった。

なお【史料10】と関連する書状として、当主の側近である奏者衆であった富田吉信の発給した文書が見られる。

【史料12】「富田吉信書状写」(『越知神社文書』

(No.198))

越知山御神領<sub>并</sub>坊領拾文壺之儀、致<sub>レ</sub>披露<sub>候</sub>処、從<sub>先</sub>規<sub>為</sub>被<sub>レ</sub>出<sub>義</sub>無<sub>レ</sub>之、就<sub>而</sub>者可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相除<sub>旨</sub>被<sub>レ</sub>仰出<sub>候</sub>趣、御奉行於<sub>御前</sub>被<sub>レ</sub>承<sub>候</sub>条、自<sub>レ</sub>各奉書被<sub>レ</sub>進<sub>之</sub>候、目出存候、仍私<sub>江</sub>青銅參百疋被<sub>レ</sub>掛<sub>御意</sub>候、此内百疋給候、相殘<sub>而</sub>式百疋返進申候、御造營<sub>可</sub>為<sub>御沙汰</sub>事<sub>可</sub>為<sub>レ</sub>畏<sub>悦</sub>候、委細花蔵坊可<sub>レ</sub>有<sub>御伝達</sub>候、恐々謹言、

十二月廿七日

(富田) 吉信 在判

小谷寺

御同宿中

この史料で、小谷寺(大谷寺)は吉信に働きかけをすることで、寺庵拾分一役の免除を得、朝倉氏奉行人奉書を獲得した。吉信は、その報酬として青銅100疋を受け取っている。朝倉氏奉行人とは別に、奏者衆も政策遂行にあたって役割を果たしていたことがわかる。

ところで、【史料9】の宛所である大谷寺が立地するのは丹生郡であり、本来、府中兩人の管轄地域である。実際、貞景期に出された【史料8】では、当主は府中兩人を通して命令している。府中兩人の管轄地域でも、内容次第では朝倉氏奉行人による文書発給がなされるようになったことが指摘できる。

ただし、府中兩人が、大谷寺に関わる訴訟について、朝倉氏奉行人に注進している事例もある<sup>41)</sup>。府中兩人が自身の管轄地域での訴訟について、朝倉氏の判断を仰いでいることになり、府中兩人が役割を失ったわけでは必ずしもない。

次に、大野郡司の発給文書を検討する。この頃、大野郡司は慈視院光玖から朝倉景高に交代した。朝倉景高は、洞雲寺(大野市)の寄進地を安堵したり、同寺の門前での殺生を禁じたりしている<sup>42)</sup>。発給文書から見るかぎり、大野郡司の支配は、継承されていると言える。また、郡

司奉行人が文書を発給しており、一向一揆の蜂起に伴い、恵光寺（大野市）での念仏を停止するよう命じている<sup>43)</sup>。このように大野郡においても、郡司と奉行人による重層的な支配が行われていた。

最後に、敦賀郡司の発給した文書を検討する。百姓中宛てに、郡司と奉行人の両方から文書が発給されている例がある。

【史料13】「朝倉景紀書状」（『秦実家文書』）

(No.216)

昨日賊船働之時宜注進披見候、当浦堅固之由可<sub>レ</sub>然候、  
弥無<sub>レ</sub>油断<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>其心得<sub>レ</sub>事肝用候、委細中村弥平尉  
可<sub>レ</sub>申候也、

卯月廿六日 景紀（花押）

田浦

百姓中

「天文九年庚子」（折返し奥書）

【史料14】「中村宗直・富田吉清・小河吉持連署奉書」（『秦実家文書』）(No.215)

今度当浦逢<sub>レ</sub>海賊<sub>レ</sub>、致<sub>レ</sub>迷惑<sub>レ</sub>之由被<sub>レ</sub>聞食<sub>レ</sub>之条、然  
者当年中郡役可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御免<sub>レ</sub>之旨候、恐々謹言、

天文七 中村

七月廿八日 宗直（花押）

富田

吉清（花押）

小河

吉持（花押）

田浦

御百姓中

【史料13】では、海賊に対する防戦を賞し、浦の守備を固めるよう郡司である景紀が命じている。【史料14】では、天文7年（1538）、海賊の出現により被害を受けたという訴えを受けて、敦賀郡司奉行人が郡役を免除している。軍忠を認める文書は郡司が直接発給したのに対し、奉行人連署書状は、郡司の意を受けてはいるが、当年中の郡役の免除という具体的内容を含む。敦賀郡司当人と奉行人の役割分担がなされていることがうかがえる。

小括

本章では、2代氏景から4代孝景の時代（1481年から1548年）に発給された文書を検討してきた。

氏景期（1481年から1486年）は、越前国の支配者として孝景を継承し、越前一国での公権を発揮した。貞景期は、2つの時期に分けて分析した。敦賀郡司朝倉景豊の反乱以前の時期（1486年から1502年）には、寺社に対する禁制的性格を持つ判物が発給されるようになった。寺社が朝倉氏の保護を求めはじめたことがわかる。この時期には、府中に府中両人が置かれ、朝倉氏の奉行人として活動を行う。一方、慈観院光玖は、府中に関与しなく

なり、大野郡司として支配を進める。地域分担の強化、奉行人の設置により、朝倉氏権力の領国支配の体制が整備され、官僚制の強化が推進された。

敦賀郡司朝倉景豊の反乱後（1503年から1512年）には、当主から府中両人に宛てて命令を伝える文書の発給が見られる。また、朝倉氏奉行人奉書が用いられる。朝倉氏奉行人も府中両人も、在地の被支配身分層に対する支配に直接関わる存在となった。敦賀郡司のもとにも奉行人制が確認される。この時期、支配範囲を越前全体に広げ、官僚制のもと裁許文書を広い階層に発給するようになるなど、朝倉氏は権力主体としてさらに成長した。

4代孝景の時代（1512年から1548年）には、朝倉氏当主が発給する判物では、永続性のある保障を行い、朝倉氏奉行人奉書により一時的な保障を行うことが多くなるなど、発給主体の役割分担が見られるようになる。また、府中両人に対しても朝倉氏奉行人の奉書を通して命令が下された事例がある。さらに大野郡司においても、奉行人制の整備が確認できる。このように、朝倉氏権力による文書発給のあり方が徐々に整備されていった。

先行研究では、幕府との関係強化による当主の身分上昇が指摘されてきた<sup>44)</sup>。一方で本稿では、氏景から4代孝景にかけて朝倉氏権力が発給した文書は越前全域に広がっていくことを確認できた。越前における権力主体として朝倉氏権力は順調に成長したといえよう。貞景期を朝倉氏の政治上の画期とするよりも、2代から4代にかけて、継続的・段階的に移り変わっていったと評価すべきである。

第3章 朝倉氏の越前支配の発展と変化

—5代義景の時代—

本章では、5代義景の発給文書を検討し、越前支配がどのように変化するかを考察する。

第1節 多様化する発給文書と朝倉氏の「公権力」としての越前支配

本節では、足利義昭が越前に入るまでの時期を対象として検討する。天文17年（1548）から永禄8年（1565）にあたる。義景が当主に就任し、加賀一向一揆との争いを繰り広げた時期である。またこの間、正親町天皇の即位礼費を進献したことで義景が従四位下に叙位されるなど、依然として京都とのつながりが見られる時期でもある。

『滝谷寺文書』には、表に寺法が書かれ、義景が裏書することで寺法の内容を保障したものがある<sup>45)</sup>。朝倉氏当主である義景に裏書きしてもらうことで寺法の価値が高まったのであろう。

義景が、自身の判物を商人に宛てて発給し、商売特権

を免許することもあった。

【史料15】「朝倉義景免許状」(『橋屋一郎家文書』)  
(No.301)

就<sub>二</sub>橋屋調合薬売買<sub>一</sub>、門<sub>二</sub>駿<sub>一</sub>并<sub>二</sub>薬銘橋字可<sub>レ</sub>限<sub>二</sub>惣領一人<sub>一</sub>、  
仍<sub>二</sub>酒売買座事<sub>一</sub>、如<sub>二</sub>先々不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>状如<sub>レ</sub>件、  
弘治参  
十月廿一日 (義景)  
橋屋  
三郎五郎□

本史料では、弘治3年(1557)、橋屋に門<sub>二</sub>駿<sub>一</sub><sup>46)</sup>と薬銘の独占と、酒売買座の特権を認可している。これまで座や特定地域の商売に関わる文書は、その地域の支配を担う朝倉氏一族や奉行人が発給していた<sup>47)</sup>。しかし、この時期には方針をあらため、当主である義景から直接判物が与えられた。特定の有力商人へ商業上の免許を直接付与することにより、当主義景の権威を示そうとしたのであろう。

義景は、家臣宛に大量の感状を発給した<sup>48)</sup>。加賀一向一揆との戦いによるもので、戦争行為にともなう忠節には、当主の文書が求められたのであろう。その他、当主の黒印状が初めて確認できる。

【史料16】「朝倉義景黒印状」(『劔神社文書』)  
(No.321)

南都半濟方公用銭内五貫文、聖天供奉物、為<sub>二</sub>前波九郎兵衛尉取次<sub>一</sub>、  
篠尾松坊<sub>江</sub>可<sub>レ</sub>渡状如<sub>レ</sub>件、  
永禄三年十二月廿五日 (黒印)  
杉若藤左衛門尉殿

この史料では、永禄3年(1560)、南都半濟方公用銭の内5貫文を、篠尾(福井市)にある大惣持寺の坊院と見られる松坊に渡すよう命じている。南都半濟方公用銭は、越前国内の興福寺領から半濟として朝倉氏が徴収できる銭で、その管理責任者が杉若吉藤だったと考えられ、これを仏事の費用として執行している。黒印状を使う理由は判然としないが、これらの出費が、武士の家としての朝倉家に関わるものであった点が要因であったのかもしれない。

戦国期に印判状が発給される背景には様々な状況が考えられている。その1つに文書が発給する側と発給される側との間に厚礼を要しない場合に印判状を用いたという考えがある<sup>49)</sup>。【史料16】においては、仏事に関わる義景個人の命令に形式上は判物よりも薄礼である黒印状を使用した、支払先である「松坊」との個人的な関係から、命令の効力を持たせることができたと想定できる。

また、奏者衆である小林新介による府中兩人宛の文書<sup>50)</sup>と、前波吉継による滝谷寺(坂井郡)宛の文書<sup>51)</sup>が見られる。これらはともに、朝倉氏に対する百姓中や寺院からの訴えを当主である義景に披露し、それが認められた

ことを伝えている。奏者衆の取次としての役割を示すものと言える。

次に朝倉氏奉行人奉書を検討する。寺社宛文書を見ると、犯罪の取り締まりをしているもの(3通)、所領の安堵をしているもの(3通)、相論裁許をしているもの(5通)に分かれる。このうち、所領安堵については奉行人奉書とは別に当主が直接発給した文書も存在する。そこで、奉行人奉書による所領安堵の内容を確認し、当主が直接発給したものと違いを明らかにしたい。

【史料17】「朝倉義景安堵状」(『白山神社文書』)  
(No.332)

当院家之事、威徳坊<sub>与</sub>雖<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申、以<sub>二</sub>御鬮<sub>一</sub>神慮定之畢、  
仍代々為<sub>二</sub>祈願所<sub>一</sub>上者、弥有<sub>二</sub>顯密相統<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>抽<sub>二</sub>國家長久精誠<sub>一</sub>、  
并<sub>二</sub>同宿末坊已下<sub>一</sub>如<sub>二</sub>先々被<sub>レ</sub>申付<sub>一</sub>、沽却散在之地等集之、  
諸役有<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>新寄進<sub>一</sub>寺務不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>状如<sub>レ</sub>件、  
永禄六年十一月三日 義景(花押)  
賢聖院顯海大僧都

【史料18】「朝倉氏奉行人連署奉書」(『白山神社文書』)  
(No.333)

当院家之事、同宿末坊以下如<sub>二</sub>先々被<sub>レ</sub>申付<sub>一</sub>、沽却散在之地集<sub>レ</sub>之、  
為<sub>二</sub>新御寄進<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>寺務<sub>一</sub>之旨、被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御一行<sub>一</sub>上者、  
先住之負物不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>、并<sub>二</sub>相伝之聖教・繪賛・雜具等定円坊其外被<sub>レ</sub>申届<sub>一</sub>、  
何<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>請取<sub>一</sub>之旨、被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>者也、仍執達如<sub>レ</sub>件、  
永禄六  
十一月三日

(朝倉) 景連(花押)

(河合) 吉統(花押)

(小泉) 長利(花押)

賢聖院

【史料17】前半部では、永禄6年(1563)、平泉寺賢聖院(大野市)の院家について威徳坊と相論になったが、顯海が神籤で勝訴したことを前提に、祈祷の精誠に励むことを命じている。後半では、賢聖院の同宿末坊以下を従来通り支配するとともに、賢聖院にかかわる「沽却散在之地等」を集め、朝倉氏からの「新寄進」として与えている。このうち、後半部分についての副状が【史料18】である。ただし、副状独自の付け足しとして、先住僧の債務の帳消し、相伝の聖教以下の受け取りも認めている。

朝倉氏の祈願所として祈祷の精誠を尽くすことの命令は、義景の判物でのみなされる。同宿末坊以下を従来通り支配するとともに、「沽却散在之地等」を集めて「新寄進」として与えることは、判物と奉行人奉書の両方で認めた。先住の債権の帳消し以下の事項については奉行

人奉書でのみ保障する。

同じ朝倉氏権力の発給文書でも、判物と奉行人奉書の機能分担が明確に表れている。重要かつ長期的な保障は判物で行い、臨時的な権益保障は奉行人奉書で行ったと言える。当主が自ら文書を発給することが限定されることで、当主の持つ権威はかえって強化される。このように朝倉氏は命令伝達の経路を複数持ちながら、当主の権威を高めており、権力意志の表示方法がかなりの程度、進化していると評価できるだろう。

次に、一乗谷と府中という2つの拠点が担う機能の変化について明らかにしたい。

【史料19】「朝倉氏奉行人連署書状」(『布施美術館所蔵文書』)(No.309)

池大良名子之者共、新儀大綱可相立造意之由、依下百姓等帶証文申上、折紙之趣令披見候、然而度々從其方雖被申越、不能承引之旨、重而承候、何篇彼浦名子之者共網急度可挙之旨、堅可被申付事肝要候、猶得御意可令申候条、可被成其心得候、恐々謹言、

永禄式

四月十六日

(朝倉)  
景連 (花押)

(河合)  
吉統 (花押)

(小泉)  
長利 (花押)

(前波)  
景定 (花押)

(景康)  
青木上野助殿

(美満)  
印牧丹後守殿

この史料では、永禄2年(1559)、池大良(南条郡)の名子が新儀に大綱を張って漁をすることを府中両人が禁じるも、名子はそれに応じなかったため、義景の意を得て、朝倉氏奉行人が府中両人へ網を撤収するように伝えるよう命じている。府中両人の管轄地域での課題について、朝倉氏権力が解決をはかっている。まず朝倉氏奉行人が当主の裁定を府中両人に伝えていることから、府中地域での命令執行は府中両人が担当するという支配構造であったと想定できる。かつては「國中奉行人」や府中両人が一定程度独立して裁定していた課題についても、府中両人の実効支配能力が減退させられ、朝倉氏権力が直接、裁定を下すようになったと想定できる。

次に、府中から一乗谷への権力集中の実態を、訴訟・裁判の具体的な経過から探してみたい。

【史料20】「朝倉氏府中奉行人連署注進状写」(『宮川源右エ門家文書』)(No.257)

府中両人之注進状之写

去七月、河野浦覚善五郎二郎里買之塩、衆中へ不<sub>レ</sub>及

案内相越候付て、為馬借中押買候処、彼当谷へ依<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>訴訟、山内<sub>并</sub>今泉浦へ被<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>御奉書候之由案内申候条、双方召寄時宜相尋候処、商買之子細從先規御判証文致<sub>レ</sub>頂戴之由申候条、為<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>懸<sub>レ</sub>御目、如<sub>レ</sub>此致<sub>レ</sub>注進候条々之事、

一、寛正六年五月廿一日一井・平右馬奉書迄通

(後略)

天文廿一 印牧丹後守

十月十二日 美満 判

青木上野介

景康 判

(朝倉景連)  
玄蕃助殿

(景定)  
前波藤右衛門殿

(長利)  
小泉藤左衛門殿

(吉統)  
河合五郎兵衛殿

御宿所

【史料21】「朝倉氏府中奉行人連署書状」(『中村三之丞家文書』)(No.316)

就船寄山之儀、塚原保御百姓等訴訟之趣可被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>御尋之旨申、河野浦之御百姓等唯今致<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>谷候、仍彼山之儀者、近年塚原保地子銭就無沙汰雖召放候、去年之春河野浦<sub>并</sub>令<sub>レ</sub>懇望、以一筆請<sub>レ</sub>之候之処、立<sub>レ</sub>還<sub>レ</sub>塚原御百姓<sub>并</sub>兎角申懸候段、如何存候、此等之旨可<sub>レ</sub>然之様可<sub>レ</sub>預<sub>レ</sub>御披露旨申候、恐々謹言、

(永禄三年) 青木上野介

六月三日

景康 (花押)

印牧丹後守

美満 (花押)

(朝倉景連)  
玄蕃助殿

(吉統)  
川合五郎兵衛尉殿

(長利)  
小泉藤左衛門尉殿

(景定)  
前波藤右衛門尉殿 御宿所

【史料20】は、天文21年(1552)、河野浦の覚善五郎二郎による塩の里買について、一乗谷へ訴え出た相論にかかわる。府中に覚善五郎二郎と山内・今泉浦方の双方を召し寄せ、「時宜相尋」ねたところ、過去の「御判証文」を根拠として提出してきた。今後の一乗谷での審理のために、これらの「御判証文」を書き上げ、一乗谷に届けている。【史料21】は、永禄3年(1560)、船寄山について塚原保(越前町)と河野浦との相論にかかわる史料で、塚原保が同山を用益するにあたり地子銭を支払う必要があるかどうかを争っている。塚原保は去年、「一筆」をもって用益を河野浦に「懇望」したのに、態度を変えたことを府中両人は不当なものと認識し、以上の経緯を一乗谷の法廷で「御披露」することを宛先の朝倉氏奉行人等に依頼している。

河野浦はかつて府中の管轄領域であったが、これらの事例においては、府中で裁定は行われず、一乗谷の法廷

が最終的な判断をすることになっている。河野浦覚善五郎、塚原保御百姓等は府中ではなく、一乗谷に出訴したようである。府中兩人からは、「御判証文」を一乗谷に届けたり、これまでの経緯を報告したりするだけになっている。在地の側が府中の裁決を期待せず、一乗谷の当主による裁決を望むようになっており、結果として朝倉氏権力が、府中の裁定権を一乗谷に吸い上げることとなった。

なお、大野郡司・敦賀郡司のいずれも、この時期には郡司本人の発給文書よりも、郡司奉行人による文書発給が多く見られるようになる。「郡司」権力の執行が、奉行人の活動によって、より具体的・実務的になった。

## 第2節 支配の拡大と構造の変化

本節では、朝倉氏滅亡までの時期を対象とする。永禄9年(1566)から元亀4年(1573)にあたるこの時期は、越前に逃れた足利義昭を迎え入れ、大々的にもてなすなど、朝倉氏にとって最盛期であった。しかし、義昭は織田信長を頼って越前を離れ、上洛を果たす。その後、信長は義昭を利用して朝倉氏に上洛を求めるも、朝倉氏側はこれを拒否する。そのため、織田信長は朝倉攻めを実行する。故に、永禄12年(1569)以降は、戦時の緊張状態へと陥る時期でもある。

この時期、当主が文書を発給した寺社の多くは敦賀以西であり、若狭国に属するものが多い<sup>52)</sup>。若狭国は守護武田氏の領国であったが、永禄4年(1561)、武田義統の家臣栗屋勝久・逸見昌経らが謀叛を起こす。永禄6年(1563)、これを鎮圧するため朝倉氏は若狭に軍勢を派遣する。栗屋氏は三方郡国吉城に籠城して頑強に朝倉氏に抵抗したため、朝倉氏は同12年(1569)まで毎年のように若狭進攻を続けた。若狭の混乱の中、永禄11年(1568)、朝倉氏は武田義統の死に乗じて、義統の子である元明を拉致した<sup>53)</sup>。義景は、武田氏を追放したわけではないが、若狭国の寺社に判物形式で安堵状や禁制を発給した。

この時期の商人宛文書には、特定商人の諸商売を安堵し、諸役等を免除することを、当主自らが許可しているものがある<sup>54)</sup>。義景の前半期にも同様の事例がある。相手が地下人であっても、永続的な権利を与えるような場合には、当主自身の文書が発給された。当主の権威を高めるための一方途であろう。

5代義景の家臣宛文書では、大量の感状が目される。これは、対信長戦争によるものであった<sup>55)</sup>。黒印状は1通残る<sup>56)</sup>。家臣である青木景忠に、段銭の内7貫800文を越知山大谷寺への日供料として支払うことを命じた。日供料の支払いであることから、第1節同様、朝倉氏の家としての支払いであったと言える。家臣を通して支払っている点も第1節と同じである。国内寺院に対して当主自らが対応するのではなく、家臣が対応する形式である。

用件の重要度に応じ、当主か家臣かが決まると考えられる。

次に、朝倉氏奉行人発給奉書を検討する。寺社宛奉書については、織田寺や洞雲寺、神明社神主などに宛てられている<sup>57)</sup>。当主義景の寺社宛文書はほとんどが敦賀以西を対象としたのに対し、越前国内は朝倉氏奉行人奉書が主であった。訴訟を裁許したもの(4通)、「出谷」(一乗谷への参上)を命じたもの(1通)、禁止事項を伝えたもの(1通)に分けられる。朝倉氏奉行人が当主の意を受けて支配の実権を発揮したと評価できる。

家臣宛奉書は、全て訴訟を裁許したものであった。このうち府中兩人に対する奉書<sup>58)</sup>では、河野・今泉両浦の役を免除することを裁許している。府中兩人の支配地域の被支配身分層に対する役の免除を、朝倉氏奉行人が府中兩人に伝えている。

一方、義景前期では、河野浦と今泉浦・山内との相論裁許について、義景自身が府中兩人に伝える文書を発給していた<sup>59)</sup>。しかし、義景後期になると、権力意志の伝達は、当主の意を受けた朝倉氏奉行人→府中兩人→在地というコースに変化した。当主が直接発給していた対象を朝倉氏奉行人が引き継いでいることになる。このように朝倉氏奉行人奉書は、その発給対象を徐々に増やしつつあった。

奏者衆である福岡吉清が、朝倉氏奉行人に対して発給した文書がある。

【史料22】「福岡吉清奉書」(『大連三郎左衛門家文書』)(No.363)

(封紙上書き)

「 福岡三郎右衛門尉

御奉行所人々御中 吉清(花押)」

本庄郷惣社春日大明神御神領之内、社僧并百姓等令<sub>レ</sub>沽却<sub>レ</sub>付而、御神祭勤行御修理以下<sub>レ</sub>闕所之旨、楽蔵坊訴訟之趣致<sub>レ</sub>披露<sub>レ</sub>之处、然者散在分指出調<sub>レ</sub>之、御神祭勤行修理等、如<sub>レ</sub>先々可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>嚴重<sub>レ</sub>之旨、楽蔵坊<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候、此旨可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>御奉書<sub>レ</sub>之由候、恐惶謹言、

閏八月廿八日 吉清(花押)

本庄郷(坂井郡)の惣社である春日大明神社の社僧とみられる楽蔵坊が訴えた内容を吉清が義景に披露したところ、義景は楽蔵坊勝訴の判断をくださった。ついで、この判決にそった朝倉氏奉行人の「御奉書」を楽蔵坊宛てに発給するようにとの義景の意志を、吉清が「御奉行所」に依頼している。いつもこのように奏者衆がかかわるとは限らないが、朝倉氏奉行人奉書が発給されるまでの官僚機構内部の動きを垣間見ることができる。

一方この時期、府中兩人が発給した文書は1通しか見られない。河口庄新郷(坂井郡)に宛てて棟別銭の徴収を実施したものであった<sup>60)</sup>。一乗谷の朝倉氏権力が直接

介入する領域を拡大するのと反比例して、府中兩人の果たす役割は減退していったのであろう。

大野郡司の発給した文書は、郡司景鏡の意を奉じて発給された、相論裁許に関する郡司奉行人の書状がある。

【史料23】「朝倉景鏡奉行人連署書状」(『洪泉寺文書』)(No.428)

篠嶋禪春分拾貳石之内、号<sub>二</sub>安部分<sub>一</sub>松田六兵衛尉数年押領之旨、向与三郎披露候、殊英岩様御一行并目錄<sub>二</sub>御裏判上者、無<sub>二</sub>別儀<sub>一</sub>由景鏡被<sub>二</sub>申出<sub>一</sub>候、自然松田六兵衛尉估却等仕候共、申掠上者、如<sub>二</sub>先々<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御寺納<sub>一</sub>事専用候、恐惶謹言、

元龜三 向河内守  
十二月晦日 景統(花押)  
馬場対馬守  
元番(花押)

洪泉寺  
人々  
御中

この史料では、元龜3年(1572)、松田六兵衛尉が押領していた土地を没収し、洪泉寺(大野郡)の権利を認め、収穫物を寺納するようという郡司景鏡の裁定を奉行人から伝えている。義景の前半期と同様に大野郡では、郡司奉行人が「郡司」権力の執行を具体的・実務的にしている。

一方、敦賀郡の支配に関係する文書は、10通が確認できる<sup>61)</sup>。ただし、敦賀郡司が発給した文書は現存せず、敦賀郡司奉行人の発給した文書が、寺社宛5通、家臣宛2通残る。また、新たに敦賀郡代官の発給した文書が見られ、在地宛1通、家臣宛1通、国人宛1通がある。

この時期以前まで敦賀郡司を務めた朝倉景紀は、大野郡司朝倉景鏡との家内での争いに敗れ、隠遁する。景紀息の景堯は自害し、景堯弟の景恒が敦賀郡司となる。しかし、信長との戦いに敗北すると、郡司に代わり、敦賀郡代官が置かれるようになったという<sup>62)</sup>。敦賀郡代官の発給した文書の内容としては、軍役に伴う国人とのやり取りや、浦への船の徴発命令などが見られる<sup>63)</sup>。敦賀郡代官は軍事的支配に関与した。

一方、敦賀郡司奉行人は引き続き敦賀郡の支配に関わっていることが文書発給の面から確認できる<sup>64)</sup>。寺社に対する相論裁許などを担当していた。このように敦賀郡の実質的な支配権は敦賀郡司奉行人が担った。郡代官は戦時の臨時的役職であったと評価できる。

## 小括

本章では、義景が当主であった時期を2つの時期に分けて検討を行った。義景前半期では、寺社の寺法制定に保障を与えるなど、領主層の支配を援助する公権性が見られた。また、在地の権利を保護する際に、当主の直接

発給が行われる場合があった。こうした当主の機能は前代までは見られなかった。同時期、黒印状の発給がはじまり、朝倉氏の個人的な支払いなど特定の用途に活用されている。

一方、より実務的な命令には、朝倉氏奉行人による奉書が発給されるようになった。当主の判物と、奉行人の奉書が、裁可の内容によって使い分けられた。敦賀・大野両郡司の支配でも、郡司奉行人による実務的な支配が卓越してゆく。さらに、これまで府中兩人が管轄した地域の事案でも、朝倉氏奉行人奉書で一乗谷から命令を伝えることが増えた。

朝倉氏は権力主体として、在地の様々な問題に対処した。その際、案件の重要度に応じて文書形式を使い分けるようになった。支配制度を一層進化させていたと評価できる。このころ、史料のなかに「出谷」など、一乗谷における訴訟・裁定を強調する文言が増えてくる。一国支配の拠点としての一乗谷の求心性は、裁定の場、文書発給の場として高まっていったといえよう。

義景後半期になると当主文書が隣国若狭で多く見られる。これは朝倉氏の若狭進攻を契機に、朝倉氏当主の直接的な権力行使が必要とされたからである。一方、越前国内では、当主の文書以上に朝倉氏奉行人奉書の発給が目立つようになる。領国内の各階層に宛てて奉行人奉書が発給され、国内の様々な案件へ対処していたことがわかる。同時期の敦賀郡でも奉行人による実権掌握が見られる。

敦賀郡では、郡司が置かれなくなる。これは、織田信長の進攻によって混乱が生じたためであった。ただし、朝倉氏権力は隣国若狭にも支配を広めるなど権力体として拡大しており、越前国内での支配機関の安定した状況を揺るがしてはならなかったのであろう。敦賀郡の支配では、当主が直接文書を発給するのではなく、代官を代わりに設置する。この代官は軍事的性格のある発給文書が多い。また、敦賀郡司奉行人は引き続き在地支配に関わり文書を発給している。代官と郡司奉行人という支配機関による敦賀郡の支配は朝倉氏滅亡まで機能していたと考えられる。

## おわりに

本稿では、朝倉氏の初代から5代の発給文書をもとに、越前支配の実態と深化を解明した。

初代孝景の初期には、朝倉氏は自身の本領の範囲では支配を展開したものの、越前国守護斯波氏の家臣であり、地域支配は全体として主君である斯波氏の守護権を乗り越えるものではなかった。また朝倉氏自身、斯波氏の守護支配を支える存在であった。

応仁の乱を境に朝倉氏は斯波氏から独立し、独力での

実効支配を拡大する。孝景の意志で発給した判物により支配が遂行され、大野郡や府中で力を持った慈観院光玖や敦賀郡を支配した朝倉景冬もそれぞれ権力を行使した。孝景の文書が発給される範囲もやがて越前のほぼ全土に広がる。孝景の支配は、朝倉氏が越前全体の支配者となる始まりと位置づけられる。

2代氏景は、引き続き判物によって支配を遂行した。孝景の時代に比べて、在地の問題への関与を強める。3代貞景は、それまで見られなかった禁制を発給するなど、国内領主層の権利を保障し、国レベルの権力主体として「成長」する。そのなかで、朝倉氏奉行人や府中両人の活動が見え始め、敦賀郡司の支配体制のもとにも奉行人制が確認されるようになる。また支配対象や案件の内容によって、書札礼の厚薄が選択されるようになる。具体的には、当主の判物か、奉行人らの奉書かが選択される。これは、朝倉氏権力内部の官僚制の発達、役割分担の明確化を意味する。貞景の支配時期は、朝倉氏による越前国の支配体制が定まった時代と言える。

4代孝景の時代には、当主が直接在地に文書を発給することは減少し、朝倉氏奉行人奉書がより多く発給されるようになる。当主が直接、判物を発給するのは禁制などの場合であり、権利の永続性が求められる場合に限定された。大野郡司のもとにも奉行人制が整備される。貞景の時代に定まった支配体制を継承し、発展させた時代であった。

5代義景の時代には、被支配身分層に宛てて権利を保障する際、当主の判物が出される事例が生じた。あらたに占領した若狭国の寺社などに対しても、当主の判物が多く出される。当主の権能は前代よりも拡大したが、文書が発給が行われる範囲は限定され、当主の権威を高めていく。一方で、朝倉氏奉行人奉書が越前国内でより多く発給される。越前国内における実質的・普遍的な支配は奉行人奉書によって執行されるようになった。敦賀・大野郡においても、それぞれの奉行人奉書によって支配が行われる。こうして文書発給システムが整えられ、当主を中心とした朝倉氏の支配は、最盛期を迎えたと言える。ただし、義景の時代は織田信長との戦いの時代でもあり、特に敦賀では戦いの影響で郡司が廃止され、当主に権力を集中せざるを得ない状況が生まれる。こうした当主への権力集中が家臣団の反発を招く可能性を有していたことに留意が必要である。

本稿では、一乗谷朝倉氏五代の発給文書をもとに朝倉氏権力の推移について検討してきた。(1) 文書発給の地理的範囲が徐々に広がってゆくこと。(2) 文書発給の対象が寺院・武士から被支配身分層にも広がってゆくこと。(3) こうした広がりの中で、当主の持つ権限が拡大して、多様な判物発給が行われること。(4) 朝倉氏奉行人奉書が創設され、奉書が対象とする支配案件が拡大してゆく

こと。(5) 府中両人の支配は、徐々に縮減し、一乗谷の朝倉氏当主の支配によってコントロールされるようになること。(6) 大野・敦賀両郡司の支配もまた、奉行人が実務を担うように変化していったこと。(7) こうした官僚制の発達の中で、当主が判物を発給する事例は、その権威を示すべき案件に限定されるようになること。(8) 黒印状が発給されるようになり、当主の個人的な案件に使用されたことなどに注目してきた。

佐藤圭氏は、朝倉氏の支配は広い階層におよんでいたと評価していたが、発給文書のあり方を丁寧に分析すると、その評価は概ね妥当と言える。ただし、それは朝倉氏5代のなかで徐々に進行したのであり、朝倉氏権力の成長、官僚制の充実などとの関連で評価する必要がある。

中世において文書は、受給者からの要望に基づいて発給されるという側面がある。権利の侵害が予想される場合、寺院にせよ、村落・商人組織にせよ、上位権力の後ろ盾によって自らを守ろうとする。逆に、そうした保護をできない勢力は、正当な権力とは認められないことになる。こうした視角からすれば、朝倉氏の発給文書の範囲が領域的、社会階層的に拡大して一国規模におよんだということは、諸階層からの朝倉氏への「評価・信頼」の上昇を意味し、朝倉氏が公権力を高めたと言えることができる。

松原信之氏・松浦義則氏が検討した府中両人の職務については、府中両人に独自の支配権が認められた。また、朝倉氏への権力集中により、府中両人の権限が実質的に減退するという見解も妥当である。ただし、本稿で見たように、減退の始まりは貞景の支配後半期には見られる。この時期には、府中両人の管轄地域への命令を、朝倉氏が府中両人に対して出した。府中両人が自らの権限による支配だけで完結せず、当主の裁定のもとで支配を行う側面が生じたことを意味する。こうした側面が義景の時代にかけて拡大し、府中両人は、実効支配の権能が低下し、朝倉氏奉行人の下位に位置づけられる支配実行機関となってゆく。これは、越前国において守護権が衰退し、戦国大名権力がそれを凌駕すること、また守護所であった府中が、一国統合の求心的な地位を一乗谷に譲ったこととも連動している。

従来、越前朝倉氏の文献史研究においては、初代孝景や3代貞景が朝倉氏の支配の確立に貢献したと評価するものや、足利義昭、織田信長との関わりで滅亡へと向かう義景の支配を低く評価するものが多かった。しかし本稿では、朝倉氏発給文書のすべてに目配りして、多様な角度から分析を加えた。その結果、5代にわたって権力構造は段階的に推移し、朝倉氏の支配は義景の時代にかけてむしろ成長・発展していたと評価した。

では、なぜ朝倉氏が在地から「信頼」される権力体へ変貌することができたのか。この点を明らかにするため

には、朝倉氏以前の越前支配者である斯波氏の支配を考察する必要がある。また、在地と朝倉氏権力とのやり取りを検討することも、この課題に取り組むために必要である。在地がどのようにして力量を高め、朝倉氏に権利保障を求めるようになったのかを探ることが求められる。

上述の点とも関わるが、本稿では、朝倉氏側が発給した文書のみを根拠に歴史像を描いてきた。在地諸勢力から朝倉氏に宛てて出された文書など、異なるカテゴリーの文書を複合的に利用することで、朝倉氏についてより総合的にその本質を解明することもできるだろう。越前国の地域社会のあり方、変容が、朝倉氏権力をどのように変化させ、成長させたかを分析することは他日を期したい。

#### 【註】

1. 朝倉氏の歴史は、『福井市史 通史編1 古代・中世』（福井市、1997年）を参考とした。
2. 小野正敏『戦国城下町の考古学』（講談社、1997年）、小野正敏・水藤真編『よみがえる中世6—実像の戦国城下町 越前一乗谷』（平凡社、1990年）、水野和雄・佐藤圭編『戦国大名朝倉氏と一乗谷』（高志書院、2002年）などがある。
3. 新谷和之『戦国期六角氏権力と地域社会』（思文閣出版、2018年）などで検討されている。
4. 仁木宏「戦国城下町一乗谷の再評価—城下町研究、戦国大名研究の新展開をうけて—」（奈良文化財研究所『中世・近世における石のまちづくり調査研究報告書』、2022年）による。
5. これまで、朝倉氏についての文献史料からの分析としては、『朝倉孝景条々』（『朝倉英林壁書』）や『朝倉始末記』などを用いることが多かった。このうち特に後者は後世の軍記物であるため、そのまま信用することはできない。
6. 佐藤圭『第15回企画展 古文書が語る朝倉氏の歴史』（福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、2005年）
7. 松浦義則『戦国期越前の領国支配』（戎光祥出版、2017年）
8. 佐藤圭氏は『朝倉孝景』（戎光祥出版、2014年）において、『朝倉英林壁書』の独自性を初代孝景の独自性として理解している。一方、仁木宏氏は前掲註4によると、全国的には戦国大名城下町では、16世紀第2四半期になっても、家臣の当主のみが居住し、官僚として大名館に出仕するのが一般的である。『朝倉英林壁書』に記される一乗谷への有力家臣の集住は、他大名と比較して異常に早く、『壁書』の内容をそのまま信用することはできないと推定している。
9. 松原信之『越前朝倉氏の研究』（吉川弘文館、2008年）、松原信之『朝倉氏と戦国村一乗谷』（吉川弘文館、2017年）
10. 前掲註7による。
11. 渡邊大門「越前朝倉氏発給文書の「裏書」について」（『皇學館論叢』第43巻第2号、2010年）
12. 石崎建治「戦国大名権力における奉行人制の機能—越前朝倉氏の事例から—」（『金沢学院大学紀要』1、2003年）
13. 功刀俊宏「戦国大名朝倉氏の村落支配—境界・入会地相論と用水相論の視点から—」（『戦国史研究』70、2015年）
14. 功刀俊宏「戦国大名朝倉氏の二つの拠点—一乗谷と府中—」（『東洋大学人間科学総合研究所紀要』23、2021年）
15. 河村昭一「戦国大名朝倉氏の領国支配と名体制」（『史学研究』第123号、1974年初出）、神田千里「越前朝倉氏の在地支配の特質」（『史学雑誌』第89編1号、1980年初出）（ともに勝俣鎮夫編『戦国大名論集4 中部大名の研究』、吉川弘文館、1983年に再収）、白井進「戦国大名朝倉氏の在地支配について」（『史叢』85、2011年）
16. 拙稿「朝倉氏の越前支配に関する発給文書について」（大阪公立大学日本史学会編『大阪公大日本史』第27号、2024年）
17. 本稿で、史料を取り上げる際には、「朝倉氏の越前支配に関する文書」の表で用いた「No.」を記すこととする。
18. なお本稿は、筆者が2024年1月に大阪市立大学に提出した卒業論文をもとに、2025年1月の大阪歴史学会中世史部会・日本史研究会中世史部会の合同卒業論文報告会を経て、改稿・加筆したものである。
19. 前掲註9によると、慈徳院光玖は初代孝景の弟であり、国主をよく補佐して前代の守護代にも相当する政治的権限を行使する「国中奉行人」的存在であったとする。大野郡については、文明12年以降、慈徳院光玖が支配下に置いており、3代貞景の時代に大野郡司職に就任したという。
20. このほか、『足羽神社文書』の中には、応仁元年11月11日付「朝倉孝景安堵状」(No.5)が見られる。
21. 文明2年11月10日付「朝倉孝景安堵状案」（『大安寺文書』）(No.7)による。なお、一王寺は江戸時代中期以降、臨濟宗大安寺（福井市）の支配下に入り、廃寺となる。そのため一王寺関係文書は大安寺に移管されている。
22. 『福井市史 通史編1 古代・中世』（福井市、1997年）
23. 文明3年11月16日付「朝倉孝景安堵状」（『黒龍神社文書』）(No.8)・文明5年9月28日付「朝倉孝景安堵状」（『大塩八幡宮文書』）(No.16)などによる。
24. 文明13年12月13日付「朝倉氏景奉書」（『黒龍神社文書』）(No.39)は龍興寺、文明13年12月16日付「朝倉氏景奉書」（『洞雲寺文書』）(No.41)は洞雲寺、文明13年12月17日付「朝倉氏景奉書」（『仏照寺文書』）(No.42)は隠牧庵に宛てられている。
25. 前掲註16による。
26. 前掲註7による。
27. 文明7年11月26日付「朝倉景冬安堵状」（西福寺文書）(No.25)、文明8年9月20日付「朝倉景冬定書」（西福寺文書）(No.26)による。
28. 初代孝景から3代貞景の間に、朝倉氏当主が発給した奉書とされる文書がある。この奉書の書き止め文言から、初代孝景は上位者として斯波氏を奉じていたことがわかる。しかし、氏景・貞景の時代になると、書き止め文言が変化し、特定の上位者を奉じていないことを先稿（前掲註16）で明らかにした。氏景・貞景の時代の文書はカッコつきの「奉書」と呼ぶべきであろう。
29. 延徳3年6月晦日付「朝倉貞景禁制」（『龍沢寺文書』）(No.64)・

- 明応7年10月28日付「朝倉貞景判物」(『劔神社文書』) (No.80)による。
30. 延徳2年11月24日付「小島重増奉書」(『瓜生守邦家文書』) (No.62)
31. 延徳3年7月1日付「朝倉光玖書状」(『龍澤寺文書』) (No.66)・明応2年7月10日付慈観院光玖定書(『浄光寺文書』) (No.69)など、全4通がある。
32. 延徳2年8月7日付「朝倉氏府中奉行人連署奉書写」(『宮川源右エ門家文書』)・明応6年7月27日付「朝倉氏府中奉行人連署状」(『西野次郎兵衛家文書』)による。
33. 明応7年10月28日付「朝倉貞景判物」(『劔神社文書』)などによる。
34. 文亀4年閏3月8日付「府中兩人連署書状」(『越知神社文書』) (No.96)による。
35. 永正4年12月18日付「府中兩人連署書状」(『西野次郎兵衛家文書』) (No.105)による。
36. 永正3年10月7日付「敦賀郡司奉行人連署書状」(『西福寺文書』) (No.99)による。
37. 永正4年9月29日付「岩次吉久証状」(『西福寺文書』) (No.103)による。
38. 永正10年12月3日付「朝倉孝景安堵状」(『滝谷寺文書』)など。
39. 大永2年5月14日付「朝倉孝景禁制」(『滝谷寺文書』)など。
40. 天文11年11月21日付「朝倉氏奉行人連署奉書」(『劔神社文書』) (No.222)による。
41. 享禄元年9月17日付「朝倉氏府中奉行人連署書状」(『越知神社文書』) (No.176)による。
42. 大永7年3月26日付「朝倉景高寺領安堵状」(『洞雲寺文書』) (No.174)・享禄3年8月10日付「朝倉景高判物」(『洞雲寺文書』) (No.188)による。
43. 天文2年3月25日付「久原吉忠・桑原吉定連署書状」(『恵光寺文書』) (No.203)
44. 石川美咲「朝倉義景一列島を俯瞰する外交知略一」(福井県郷土誌懇談会・石川美咲・大河内勇介・角明浩編『越前・若狭武将たちの戦国』、2023年)
45. 永禄7年10月25日付「朝倉義景裏書」(『滝谷寺文書』) (No.355)による。
46. 「門験」が何を指すのかは不明だが、門か、建物の入口のところに、特別な「験」を掲示することが特権的に許されているのではないかと想定する。
47. 明応2年7月10日付「慈観院光玖定書」(『浄光寺文書』) (No.69)などによる。
48. (弘治元年カ) 8月14日付「朝倉義景感状」(『尊経閣古文書纂』) (No.268)などによる。
49. 佐藤進一『新版 古文書学入門』(法政大学出版社、2003年)
50. 弘治3年10月18日付「小林吉長書状」(『西野次郎兵衛家文書』) (No.300)による。
51. (永禄2年カ) 3月10日付「前波吉継奉書」(『滝谷寺文書』) (No.308)による。
52. この時期の義景により初めて発給が行われた寺社には、長源寺(小浜市)・神宮寺(小浜市)・高田専修寺(坂井郡)・長泉寺(小浜市)・善妙寺(敦賀市)がある。
53. 水藤真『朝倉義景』(吉川弘文館、1981年)
54. 元亀2年12月14日付「朝倉義景諸役免許状」(『橘栄一郎家文書』) (No.407)による。
55. (元亀元年カ) 10月8日付「朝倉義景感状」(『願成寺文書』) (No.387)など、10通が確認できる。
56. 元亀4年6月29日付「朝倉義景黒印状写」(『上坂一夫家文書』) (No.444)による。
57. 永禄10年7月23日付「朝倉氏奉行人連署奉書」(『洞雲寺文書』) (No.376)・永禄11年11月5日付「朝倉氏奉行人連署奉書」(『瓜生守邦家文書』) (No.381)・元亀3年6月15日付「朝倉氏奉行人連署奉書」(『劔神社文書』) (No.417)などによる。
58. 元亀3年5月14日付「朝倉氏奉行人連署奉書」(『西野次郎兵衛家文書』) (No.415)による。
59. 天文21年12月22日付「朝倉義景判物案」(『宮川源右エ門家文書』) (No.258)による。
60. 元亀3年5月27日付「府中兩人連署調符」(『御前神社文書』) (No.416)による。
61. ただし、宛所不明のものを除く。
62. 前掲註9による。
63. (元亀2年カ) 8月23日付「鳥居景近・高橋景業連署状」(『西野次郎兵衛家文書』) (No.402)・(元亀4年カ) 3月21日付「鳥居景近・高橋景業連署状」(『馬場寿子氏所蔵文書』) (No.432)などによる。
64. 元亀3年12月21日付「寺庵十分一米請取状」(『滝谷寺文書』) (No.423)・元亀4年4月18日付「三段崎景敬・堤景昌連署状」(『善妙寺文書』) (No.438)などによる。

【2024年9月6日受付/2024年12月18日 『都市文化研究』編集委員会】  
大阪公立大学大学院文学研究科大学院生

Establishment and Transformation of the Asakura family's Domination Structure in Echizen Province  
: A Study of Documents Issued by the Asakura Family  
Takuya YOKOTA

In the past, many of the documented historical studies of the Echizen Asakura family have evaluated the 1st Takakage and The 3rd Sadakage as having contributed to the establishment of Asakura's domination, or have evaluated the rule of the 5th Yoshikage, whose relationship with Ashikaga Yoshiaki and Oda Nobunaga led to his downfall, in a negative light. In this paper, using the documents written during the same period regarding the Asakura family's domination of Echizen Province, we have taken the Echizen Asakura family's rule from the 1st Takakage to the 5th Yoshikage era and empirically elucidated its actual situation and deepening.

The 1st Takakage ruled the region as a subject of the Siba clan, but after the Onin War, he became independent and expanded his effective rule by his own power. The 2nd Ujikage followed the rule of the 1st Takakage and became more involved in regional affairs. The 3rd Sadakage "grew" the Asakura family as a power entity at the national level and defined the ruling system of Echizen Province, including the development of a bureaucratic system within the Asakura family power and clarification of the division of roles. The 4th Takakage succeeded and developed the ruling system established by Sadakage, and developed a system for issuing documents for the Asakura family. The 5th Yoshikage began to delegate substantial and universal control in Echizen to magistrates, a document system was established, and Asakura's rule, led by the head of the clan, reached its peak. However, it should be kept in mind that the war against Oda Nobunaga made it necessary to abolish the Gunji placed in Tsuruga and concentrate power in the hands of Yoshikage.

Thus, it can be evaluated that the power structure of the Asakura family was transitioned in stages over five generations, and that Asakura family domination grew and developed through the 5th Yoshikage. The Asakura family's domination, as revealed in this paper, may provide a clue for the study of Ichijodani (Fukui City), the Asakura family's stronghold, which is mainly being studied in the field of archaeology.

**Keywords:** Asakura family, Echizen Province, Sengoku Daimyo, magistrate system, the power structure